

平成23年度

活動組織説明会における質疑応答集



平成23年5月

栃木県農地・水・環境保全向上対策推進協議会

目

次

- I 交付金関係について・・・・・・・・・・ 1
- II 事務関係について・・・・・・・・・・ 1
- III 活動関係について・・・・・・・・・・ 2

【交付金関係について】

問1 農地・水保全管理支払交付金（共同活動支援交付金）を使って、土壌や水質の放射性物質の検査をしても良いか？

【5/25 矢板会場】

農村環境向上活動に水質モニタリング等の取組があるが、検査結果等によっては誤解や混乱を招くおそれもあることから、地元市町に相談の上対応されたい。

【事務関係について】

問2 平成20年度から取組を始めた活動組織については、平成24年度以降の共同活動の取扱いはどのようになるのか？

【5/26 宇都宮会場】

制度（協定）により5か年間共同活動に取り組むことになっているので、平成24年度は制度の継続の有無にかかわらず取り組む必要がある。

なお、平成24年度以降の取扱いについては、平成24年度農水省予算概算要求段階で検討されることになっている。

【活動関係について】

問 3 向上活動については、共同活動を実施している施設等でないと実施できないのか？

【5/26 宇都宮会場】

共同活動の協定対象資源に位置付けられている施設でないと実施できない。

なお、対象施設は必ずしも集落の区域内にあるとは限らない（区域外施設でも可）。